

# 第5章 市独自制度

## 京田辺市高齢者向け居住設備改善費補助金支給事業

について

## 京田辺市介護予防安心住まい推進事業費助成金支給事業

要介護認定を受けていない高齢者が生活機能の維持向上等のために行う住宅改修工事について、助成金等を支給します。

### 対象となる人等

	介護予防安心住まい推進事業費助成金支給事業	高齢者向け居住設備改善費補助金支給事業
条件	次の条件に全てに該当する方 ・京田辺市に在住していること ・65歳以上であること ・介護保険の要介護認定を受けていないこと ・近い将来において、要介護認定を受けるおそれが高い虚弱な状態にあること（別紙チェックリストに該当があること）	
	・本人及び同一世帯の方全員の前年度の市民税が非課税であること	・市税の滞納がないこと
助成率等	対象工事費の3分の2 （千円未満は切り捨てです） 上限額 16万円 工事費の上限額は24万円	対象工事費の2分の1 （千円未満は切り捨てです） 上限額 10万円 工事費の上限額は20万円

### 対象となる工事

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- (4) 引き戸等への扉の取り替え
- (5) 洋式便器等への便器の取り替え（水洗化の経費は対象外です。）
- (6) その他前各号に付帯して必要となる設備改善

### 注意事項

- (1) 原則として、利用回数は1家屋1回です。
- (2) 両制度の併用はできません。
- (3) 介護保険制度の住宅改修への上乗せ利用はできません。

## 手続きの簡単な流れ【償還払い】

### 【相談】

京田辺市地域包括支援センター及び在宅介護支援センターへ必ず事前相談してください。  
チェックリスト等による心身の状況確認や、現地でお困りの状況を見せていただき、工事の必要性などを判断します。

### 【書類の提出】

地域包括支援センター等で工事の必要性ありと判断された場合、着工前提出書類一式を市役所高齢介護課までご提出ください。

### 【審査・支給決定】

市役所高齢介護課にて、申請書類をもとに心身の状況、家屋の現況、課税状況等について、審査を行います。

#### 市民税非課税世帯の場合

介護予防安心住まい推進事業費助成金支給事業の対象者として、  
対象工事費の3分の2  
上限額 16万円  
で支給決定

#### 市民税課税世帯の場合

高齢者向け居住設備改善費補助金支給事業の対象者として、  
対象工事費の2分の1  
上限額 10万円  
で支給決定

### 【着工】

申請者様に決定通知を送付しますので、市の決定を確認した上で、工事を実施してください。工事が完了したら、改修後の写真（日付入り）を撮っておいてください。

### 【請求・支払】

工事代金をいったん全額施工業者にお支払いください。  
その後、工事完了後提出書類一式を市役所高齢介護課までご提出ください。  
内容を確認後、助成（補助）金をご指定の口座にお支払いさせていただきます。

支給決定後に工事内容や金額に変更が生じた場合は、変更申請が必要ですので、担当者あるいは市高齢介護課にご相談ください。

必要書類【償還払い】

	提出書類	注意事項
着工前	申請書【様式第1号】	1枚で両制度に対応できるようにしております。
	改修に要する経費の見積書	場所ごと、工事内容ごとに分けて作成してください。 材料費・施工費を分けて作成してください。（材工一式はできるだけ使わないでください） あて名は助成（補助）金対象者の氏名で作成してください。 写真と照合できるように表示してください。 対象外工事が含まれていても大丈夫ですが、対象外工事の経費が分けられるようにしておいてください。 また、対象外工事に変更になっても、基本的に変更交付申請の対象になりますので、ご注意ください。
	平面図	工事内容が分かるように作成してください。
	改修前の現況写真（日付入り）	写真内に必ず日付を入れてください。（入れ方は現場で黒板等記載する方法でも、カメラの日付機能を使って表示する方法のどちらでも構いません。写真を貼付した台紙に記載する方法は不可です） 改修箇所全ての写真を撮ってください。 着工前写真は、改修が必要な状況が分かるように撮影してください。 改修後の写真は、改修箇所を比較できるように、基本的に着工前写真と同じ構図で撮影してください。 改修箇所が確認できない写真及び日付がない写真は基本的に撮り直しをお願いしますので、ご注意ください。
	改修の対象となる住宅の所有者の承諾書	所有者が異なる場合にはご家族でも必要です。
	チェックリスト	
	前住所地での課税状況を証明する書類	転入等で必要な場合に限る
工事完了後	完了届兼助成金（補助金）請求書（様式第5号）	
	領収書（原本）	確認後返却します。宛名は助成金（補助金）対象者の氏名で作成してください。 [原本確認済印]が押印されている領収書の写しでも可（市役所及び地域包括支援センターにて押印します）。
	完了写真（日付入り）	改修前の現況写真と注意事項は同じなので参照のこと。
変更申請	変更交付申請書（様式第4号）	
	見積書	変更箇所等を明記してください。
	平面図	変更箇所を朱書きしてください。
	変更箇所の現況写真	改修前の現況写真と注意事項は同じなので参照のこと。

## 手続きの簡単な流れ【受領委任払い】

### 【相談】

京田辺市地域包括支援センター及び在宅介護支援センターへ必ず事前相談してください。

チェックリスト等による心身の状況確認や、現地でお困りの状況を見せていただき、工事の必要性などを判断します。

### 【書類の提出】

地域包括支援センター等で工事の必要性ありと判断された場合、着工前提出書類一式を市役所高齢介護課までご提出ください。

工事業者等は事前に登録が必要です。登録方法は、P.19「4.受領委任払いの施工事業所登録手続き」を参照してください。介護保険住宅改修で業者登録されている場合は、新たな登録は不要です。

### 【審査・支給決定】

市役所高齢介護課にて、申請書類をもとに心身の状況、家屋の現況、課税状況等について、審査を行います。

#### 市民税非課税世帯の場合

介護予防安心住まい推進事業費助成金支給事業の対象者として、

対象工事費の3分の2

上限額 16万円

で支給決定

#### 市民税課税世帯の場合

高齢者向け居住設備改善費補助金支給事業の対象者として、

対象工事費の2分の1

上限額 10万円

で支給決定

### 【着工】

申請者様に決定通知を送付しますので、市の決定を確認した上で、工事を実施してください。工事が完了したら、改修後の写真（日付入り）を撮っておいてください。

### 【請求・支払】

工事代金は自己負担分を施工業者にお支払いください。

その後、工事完了後提出書類一式を市役所高齢介護課までご提出ください。

内容を確認後、受任者に対し、助成（補助）金を支給します。

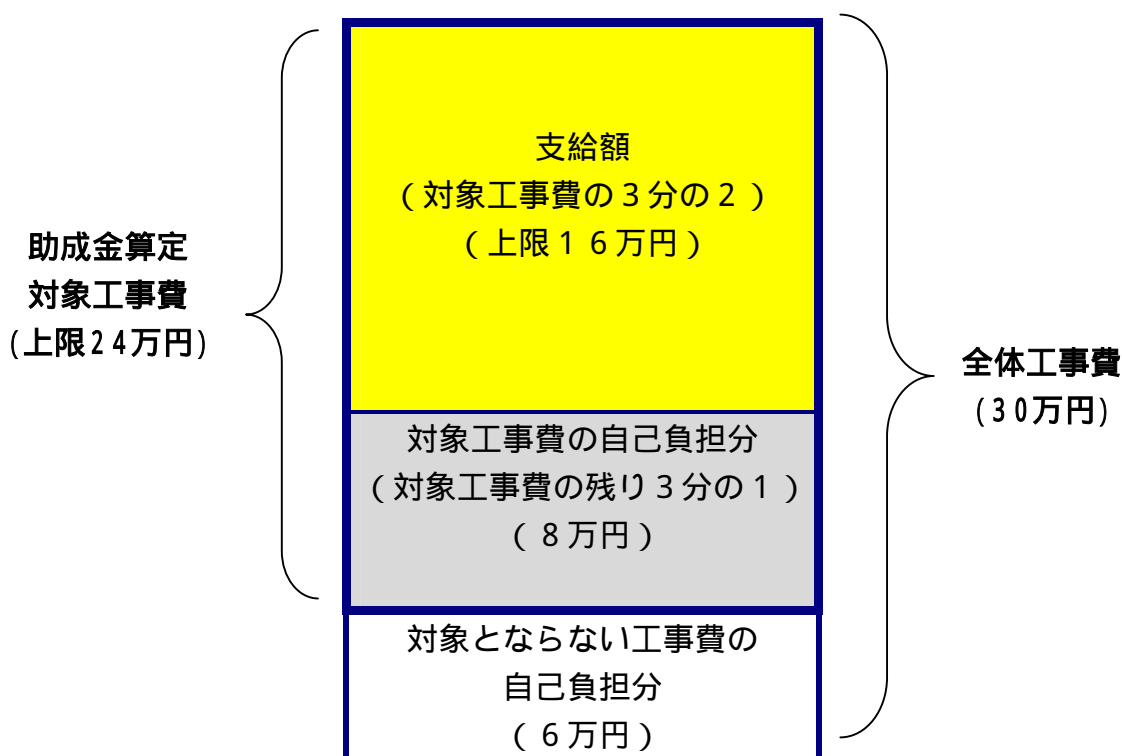
支給決定後に工事内容や金額に変更が生じた場合は、変更申請が必要ですので、担当者あるいは市高齢介護課にご相談ください。

必要書類【受領委任払い】

	提出書類	注意事項
着工前	申請書【様式第1号】	1枚で両制度に対応できるようにしております。
	改修に要する経費の見積書	場所ごと、工事内容ごとに分けて作成してください。 材料費・施工費を分けて作成してください。（材工一式はできるだけ使わないでください） あて名は助成（補助）金対象者の氏名で作成してください。 写真と照合できるように表示してください。 対象外工事が含まれていても大丈夫ですが、対象外工事の経費が分けられるようにしておいてください。 また、対象外工事に変更になっても、基本的に変更交付申請の対象になりますので、ご注意ください。
	平面図	工事内容が分かるように作成してください。
	改修前の現況写真（日付入り）	写真内に必ず日付を入れてください。（入れ方は現場で黒板等記載する方法でも、カメラの日付機能を使って表示する方法のどちらでも構いません。写真を貼付した台紙に記載する方法は不可です） 改修箇所全ての写真を撮ってください。 着工前写真は、改修が必要な状況が分かるように撮影してください。 改修後の写真は、改修箇所を比較できるように、基本的に着工前写真と同じ構図で撮影してください。 改修箇所が確認できない写真及び日付がない写真は基本的に撮り直しをお願いしますので、ご注意ください。
	改修の対象となる住宅の所有者の承諾書	所有者が異なる場合にはご家族でも必要です。
	チェックリスト	
	前住所地での課税状況を証明する書類	転入等で必要な場合に限る
工事完了後	完了届兼助成金（補助金）請求書（様式第5号の2）	
	領収書及び請求書 （ 利用者の自己負担分の領収書 給付分の請求書 ）	利用者負担分の領収書及び、給付分の請求書が必要になります。これらは確認後返却します。 領収書は「原本確認済印」が押印されている写しでも可（市役所及び地域包括支援センターにて押印します）。
	完了写真（日付入り）	改修前の現況写真と注意事項は同じなので参照のこと。
変更申請	変更交付申請書（様式第4号）	
	見積書	変更箇所等を明記してください。
	平面図	変更箇所を朱書きしてください。
	変更箇所の現況写真	改修前の現況写真と注意事項は同じなので参照のこと。

(ア)助成金（補助金）の具体的な例

非課税世帯に属する高齢者が30万円の対象工事を実施した場合



同一世帯に市民税課税の方がいれば、以下のとおりになります。

助成金の算定対象工事費	20万円
支給額	10万円(2分の1)
対象工事費の自己負担額	10万円
対象とならない工事費の自己負担額	10万円

(イ)相談窓口

事業所名	所在地	電話番号
京田辺市地域包括支援センター	京田辺市草内五ノ坪6番地 (老人福祉センター常磐苑)	68-1310
京田辺市社会福祉協議会ケアプランセンター	京田辺市興戸犬伏5番地8	65-3826
田辺中央病院京田辺市在宅介護支援センター	京田辺市田辺中央六丁目1番地6	63-5163
セピアの園京田辺市在宅介護支援センター	京田辺市飯岡南原41番地	65-4881
在宅介護支援センター九十九園	京田辺市大住池平99番地1	63-0804
在宅介護支援センターつつきの郷	京田辺市三山木西ノ河原43番地2	68-5155
京田辺市保健福祉部高齢介護課	京田辺市田辺80番地	64-1373